

水資源機構 工事等成績評定審査委員会 概要

令和元年度第1回工事等成績評定審査委員会について以下の通り開催され、議事については了承された。また、平成30年の工事及び業務成績について報告を行った。

開催日：令和元年 6月24日（月）

場 所：水資源機構本社6階会議室

委員長 篠原煜夫 弁護士

委 員 清水義彦 群馬大学教授

毛利栄征 茨城大学教授

（五十音順敬称略）

議 事 測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領の一部改正について

議事内容 「測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領」について、共通仕様書の改定等に伴う改定を行う。

「測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領の運用」について、地質調査業務、単純調査業務、測量業務、調査・計画業務、設計業務の評定方法の変更等の改定を行う。

審議の概要

- ・「測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領」及び「測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領の運用」の一部改定について了承する。

－ 以 上 －

平成 30 年 工事及び業務に関する成績評定の平均点等について

水資源機構における、平成 30 年に完成した工事及び完了した業務の成績評定の平均点等は、下記のとおりです。

1. 工事（対象件数：請負金額 500 万円以上の 380 件）（基準点数：65 点）

	平成 30 年	平成 29 年
最高点	85 点	89 点
最低点	60 点	55 点
平均点	75 点	75 点

※ 工事成績評定は、「1. 施工体制」、「2. 施工状況」、「3. 出来形及び出来ばえ」、「4. 工事特性」、「5. 創意工夫」及び「6. 社会性等」の各項目について、主任監督職員、統括監督職員、検査員がそれぞれの立場から 65 点を基準として評定を行います。1～3の項目については加減点方式、4～6の項目については加算方式により評定を行います。

また、関係法令等が守られなかった場合は、評定点から減点されます。

※ 65 点に満たない工事の主な減点要因は、「工程管理」となっています。

2. 業務（対象件数：請負金額 100 万円以上の 399 件）（基準点数：60 点）

	平成 30 年	平成 29 年
最高点	84 点	89 点
最低点	60 点	54 点
平均点	75 点	75 点

※ 業務成績評定は、「1. 専門技術力」、「2. 管理技術力」、「3. コミュニケーション力」、「4. 取組姿勢」及び「5. 成果品の品質」について、主任監督（調査）職員、統括監督（調査）職員、検査員がそれぞれの立場から 60 点を標準として加算方式で評定を行います（現場技術等業務については、上記 1, 2, 4 について評定）。

また、業務執行に係る過失等があった場合は、評定点から減点されます。